

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 10 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200108号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年10月1日から平成18年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年10月から平成18年4月までの標準報酬月額については26万円から28万円とする。

平成17年10月から平成18年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年10月から平成18年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を35万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年10月1日から平成18年5月1日まで

② 平成17年12月15日

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、給料に係る明細に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い額になっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成17年12月15日に賞与が支給されたが、国の記録では、当該賞与の記録が漏れているので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録により、請求期間①に係る標準報酬月額記録は26万円とされているが、請求者から提出された給与に係る明細及び給与振込口座の預金通帳の振込記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、請求期間①において、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料2万3円が請求期間①の各月の給与から控除されていることが確認できる。

また、上記資料及びオンライン記録により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時に事業主の届出により決定されるべき請求者の標準報酬月額については、28万円が妥当と認められる。

したがって、平成17年10月から平成18年4月までの期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年10月から平成18年4月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者から提出された請求期間②に係る賞与に係る明細及び当該賞与の振り込みが確認できる預金通帳の振込記録並びに事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、平成17年12月15日にA社から35万9,000円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、上記資料により、賞与の支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料2万5,646円が事業主により請求期間②の賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②において、35万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日支給の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。